

平成30年12月20日

2018年12月18日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の
強化等に向けたワーキンググループ 座長 山縣 文治 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木 一恵
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

第5回「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に 向けたワーキンググループ」における藤林委員提出資料に対する意見

貴職におかれましては、子ども家庭支援施策の推進に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

私たちは、社会福祉士、精神保健福祉士などのソーシャルワーク専門職で組織された団体、及び全国のソーシャルワーク教育学校で組織された団体です。

12月10日に、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 第5回「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」（以下、「WG」という）が開催されました。このWGで配布された「構成員提出資料」中の藤林委員による「『12月7日素案』に対する意見」において、私たちが本年7月5日に発表した、「児童福祉に関する国家資格を創設するという報道についての声明」の一部が引用されています。

この引用は、長期的スパンでの新たな国家資格化の創設には反対していない、と私たちが主張しているかのように示されており、口頭でも藤林委員はそのように説明をされました。さらに、児童領域にも精神保健福祉士のようなプロフェッショナルな資格が必要だとも発言されています。

私たちが7月5日に発表した上記声明の趣旨は、長期的にでも新たな国家資格の創設には反対するものであることを、ここで改めて明確にいたします。また、精神保健福祉士の創設は、社会福祉士が精神障害や精神科医療機関を対象に含まない資格として誕生したことによるものであり、現在のように児童に対するソーシャルワークを担う専門資格が既に存在する現状とは背景が異なります。

現在課題となっている児童福祉司の専門性を向上させ、適切に機能させるためには、児童福祉司等に関する個別の専門資格を創設することではなく、ソーシャルワーカー専門職である社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を積極的に活用し、これらの国家資格の所持を児童福祉司の任用要件とし、児童を取巻く多様な課題(例えば貧困、メンタルヘルス不調、障害、家庭内暴力や差別など児童分野のみの問題ではない事象)に包括的に対応することができる教育カリキュラムを受けた者を配置すべきです。可及的速やかに養成カリキュラムや研修の充実による社会福祉士及び精神保健福祉士の実践能力の向上を図ることが必要であると考えます。

※ 記

藤林委員提出資料(部分)

(3) 専門職化に向かうプロセスにおいて国家資格化は有用な選択肢であることを明記。当面のスーパーバイザー認定要件や研修要件の強化を行いつつも、長期的スパンで新たな国家資格化の創設を目指す。

(参考)公益社団法人日本社会福祉士会等「児童福祉に関する国家資格を創設するという報道への見解」

「(略)子どもが虐待により死に至るといった事件を無くすためには時間的な猶予はありません。これから新しい国家資格を創設しその養成等に取り組むよりも、可及的速やかに養成カリキュラムや研修の充実による社会福祉士及び精神保健福祉士の実践能力の向上と活用の促進(略)」